



まちのお知らせ



へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。◆◆◆

2月のピヨピヨクラブでは、各クラスで手型と足型をとりました。5月にとった手型や足型と比べてみた保護者は「大きくなったね」と、お子さんの成長を実感していました。このほかに製作あそびを行いました。4月から比べて、保護者と一緒に行えることが増えてきたことで楽しく過ごすことができました。これからも親子で楽しめる教室づくりをしていきたいと思ひます。



▲雪だるまづくりのようす



▲カードづくりのようす

◎4月のスケジュール (予定)

ピヨピヨクラブ

ふたばクラス (開級式) … 16日 (火)、23日 (火)

みつばクラス (開級式) … 18日 (木)、25日 (木)

よつばクラス (開級式) … 26日 (金)

誕生会 … 15日 (月)

休館日 3日 (水)、10日 (水)、17日 (水)、
24日 (水)、30日 (火)

※スケジュール内容は、変更する場合があります。また、詳しい内容は、ばすてるへおたずねください。

※「ピヨピヨクラブ」の申込み人数によっては、開級式の日
にちを変更する場合があります。

申込・問合せ先 子育てはうす ばすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

ご入園、ご入学おめでとうございます。

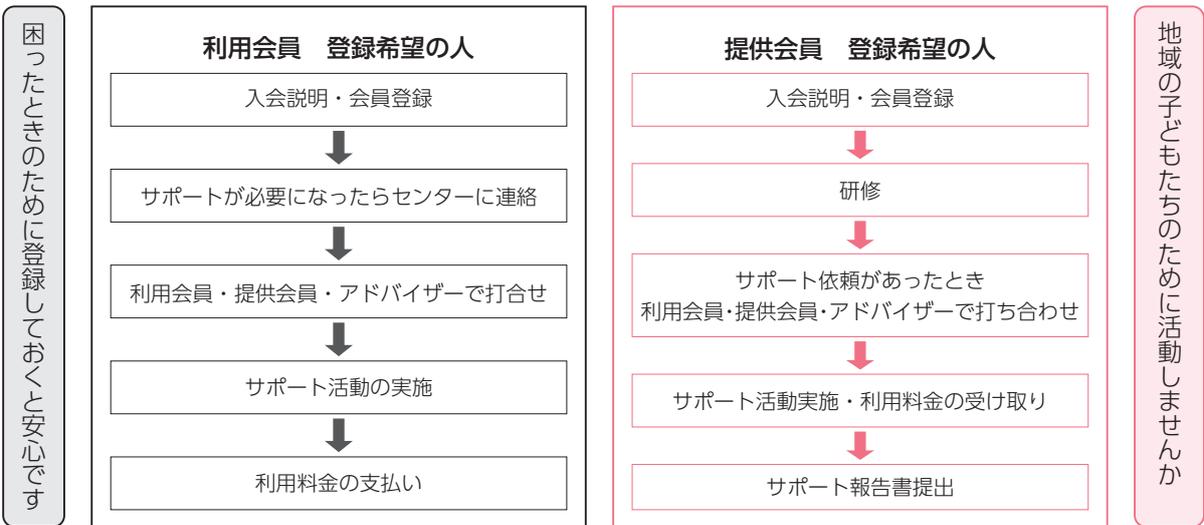
おおのファミリー・サポート・センターでは、地域の皆さんで、安心して子育てができるような環境づくりのお手伝いをしています。

ファミリー・サポート・センターとは、子育てのお手伝いをしてほしい人 (利用会員) と、子育てを応援したい人 (提供会員) が子育てをサポートすることを目的としてつくる会員制の組織です。

利用会員…生後6カ月から小学6年生以下のお子さんを持ち、町内に住民登録をしている人

提供会員…町内または近郊に住所を有し、心身ともに健康で援助活動に熱意と理解がある満20歳以上の人

※利用会員、提供会員、随時募集しています。



※登録料、入会費などはありませんが、事前の登録が必要です。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター (子育てはうす ばすてる内) ☎ 34-1010



教育委員会のページ

小学校新1年生への入学準備祝金について

町では入学時の保護者の経済的負担を軽減するため、毎年4月に小学校に入学を予定している新1年生へ入学準備祝金として、町商工会商品券3万円分をお渡ししています。

今年度は入学説明会において、教育長より「入学祝いの会食や学用品の購入などの準備に役立てて欲しい」と保護者へ贈呈しました。



▲保護者に入学準備祝金を贈呈する教育長（左）

令和5年度 善行表彰者

このほど、町青少年育成町民会議は善行のあった人および団体の表彰を行いました。表彰者、表彰団体は次のとおりです。（敬称略。学年は表彰当日）



◎児童生徒の部（個人表彰）

校区	学年	氏名	内容
北小	5	河本 玲良	仲間を思いやる行動
〃	6	羽賀 琴望	気持ちのよい挨拶
東小	3	平野 颯生	地域のごみ拾い
〃	3	渡辺 晴大	地域のごみ拾い
〃	3	林 祐凜	地域のごみ拾い
〃	6	柏原 遥人	地域の人への温かな声かけ
〃	6	宮田 蒼空	地域の人への温かな声かけ
大野中	2	川村 明華梨	地域のボランティア活動
〃	3	清水 美紗希	地域のボランティア活動
〃	3	後藤 佳奈	地域のボランティア活動
揖東中	2	山田 真冬華	困っていた人を助けた
〃	2	奈良 咲香	困っていた人を助けた
〃	2	大原 祐希	困っていた人を助けた
〃	2	松元 花笑	自転車で転倒した児童救助
〃	2	豊田 倅菜	自転車で転倒した児童救助

◎児童生徒の部（団体表彰）

校区	団体名・代表者名	内容
大野小	大野小学校 プロジェクト委員会 8人 橋本 聡甫 坂元 健悟	全校リーダー 清掃活動
〃	大野小学校 福祉委員会 28人 石田 煌 柿本 樹凜	福祉活動の推進
西小	西小学校 図書委員会 9人 吉村 萌	図書委員会の 諸活動
中小	中小学校 6年生 28人 小寺 風歌	きもちのよい 中小の実践
南小	南小学校 6年生 30人 浅野 幸希	巢立ち活動
東小	東小学校 ボランティア部 69人 今村 律輝	ボランティアの 実践
大野中	大野中学校 生徒会 467人 中野 凌雅	校内の ボランティア活動
揖東中	揖東中学校 生徒会 152人 國枝遼太郎 徳丸 鳳駕	生徒会による 挨拶運動

◎一般の部（個人表彰）

校区	氏名	内容
北小	林 英夫	安全ボランティア
〃	林 多恵子	安全ボランティア
中小	堀口 次夫	地域や学校教育への貢献
〃	中島 敦子	読み聞かせボランティア
〃	野村 邦子	読み聞かせボランティア
〃	長沼 佐智子	読み聞かせボランティア
東小	野村 信行	学校運営協議会会長
〃	若原 三夫	学校環境整備ボランティア
〃	清水 一	学校環境整備ボランティア

◎一般の部（団体表彰）

校区	団体名・代表者名	内容
大野小	野 第1～3友愛会 122人 松久 勝通	長年の登下校の 見守り活動
西小	大野町ホテルの里づくり研 究会 11人 清水 博	環境学習への 協力
南小	大野町 第6区 区長会 10人 河村 実郎	南小環境整備 活動
東小	相羽・東区・六里・中区・下方 草刈りボランティア 21人 松浦 茂樹	学校環境整備 ボランティア

バラまつり大野2024



バラの花が咲き誇る5月に「バラまつり大野2024」を開催します。さまざまな種類のバラ苗の販売があるほか、大野町バラ苗育種家によるバラの講習会や物産販売を予定しています。約150種類2000株の多種多様なバラの姿や香りをお楽しみください。入場は無料です。

イベントアトラクション

◎内容

- ・バラ苗販売
- ・大野西こども園・南こども園の園児による演技披露
- ・県立岐阜商業高等学校吹奏楽部による演奏
- ・バラの講習会
- ・物産販売 ほか



◎開催日時 5月11日(土)、12日(日)
午前10時～午後3時

◎場所 バラ公園

※イベント内容については、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

バラ苗販売について

4月下旬～5月下旬の期間において販売を実施しますが、バラの生育状況により、販売日程を変更することがあります。

※イベントの詳細は、広報おおの5月号にあわせて配布予定のチラシをご覧ください。

※バラの生育状況や、販売状況については、町公式Instagramムにて随時掲載します。



大野町 Instagram

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

第12回大野町観光写真コンテスト作品募集

テーマ 『マイベストワン“ONO”』

町観光協会では、大野町の柿やバラ、文化財など全国に誇れる地域資源を観光に活用することで、当町の認知度の向上や来訪者の増加による観光活性化を図ることに加えて、投稿写真を通じて、地域の活力向上を図るため、当町に関わる写真や、町内で撮影された心温まる写真を広く募集します。

賞品等

- (1)大野町観光協会賞(1人) 賞状・大野町特産品詰め合わせセット1万円相当・賞金1万円
 - (2)中日新聞社賞(1人) 賞状・大野町特産品詰め合わせセット1万円相当・賞金5千円
 - (3)パーシー・ローズ賞(6人) 大野町特産品詰め合わせセット5千円相当
- ※やむを得ない事情により、賞品および賞金は予告なく変更する場合があります。
※各賞の重複はありません。
※賞品および賞金の受取は、町観光協会事務局へお越しいただける人に限ります。

応募のきまり

◎応募資格

プロ・アマ問わず(中学生以下は保護者の了解要)

◎応募期間

令和6年4月1日(月)～7年2月28日(金)

◎応募作品条件

応募者本人が応募期間中に町内で撮影した、町の魅力的な光景、伝統行事やまつり、道の駅「パレッ

トピアおおの」などの観光スポット施設や特産品をはじめとした、当町に関わる写真。

◎作品サイズ

デジタルカメラ等(スマートフォン含む)で撮影したJPEGまたはPNG形式で10MB以内の画像データ。

※二次的な画像加工処理が施された写真データは失格。

応募方法

(1)郵送または持参による応募

応募票に必要事項(住所、氏名、写真タイトル等)を記載し、画像データを保存したCD-Rなどの媒体(USB不可)を添えて次まで提出する。

(2)LoGoフォーム(町電子申請サービス)による応募

町ホームページ『第12回大野町観光写真コンテスト』に掲載された二次元コードから、LoGoフォームに必要事項(住所、氏名、写真タイトル等)を入力し、写真画像を添付して次まで送信する。

※応募点数は1人5点まで(応募方法は(1)または(2)のいずれか)

申込・問合せ先

町観光協会事務局(まちづくり推進課内) ☎ 35-5374
〒501-0592 大野町大字大野80番地
メールアドレス:kigy@town-ono.jp



大野町ホームページ



LoGo フォーム



まちのお知らせ



戸籍証明書の広域交付制度が始まりました！

広域交付制度とは…

本籍地以外の市町村の窓口でも、戸籍証明書の請求ができます。(広域交付)

どこでも！

本籍地が遠くにある人でも、お住まいや勤務先の最寄りの市町村の窓口で請求できます。

まとめて！

欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市町村の窓口でまとめて請求できます。

請求できる戸籍証明書

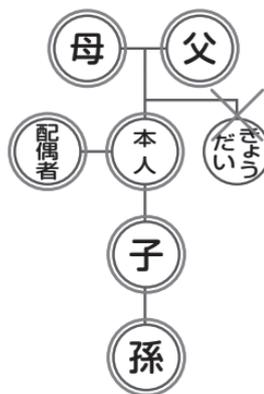
- ・戸籍謄本 450円
- ・除籍謄本 750円
- ・改製原戸籍謄本 750円

※コンピューター化されていない戸籍・除籍を除く。

※戸籍証明書の抄本(一部事項証明書・個人事項証明書)、戸籍の附票、身分証明書等は広域交付の対象ではないため、これまで同様、本籍地の市町村に請求が必要です。

広域交付請求ができる人

※郵送や代理人による請求はできません。



- 請求する戸籍に記載されている
- ・本人
 - ・配偶者
 - ・父母、祖父母など(直系尊属)
 - ・子、孫など(直系卑属)

請求の際の必要書類

・本人確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付の書類を窓口で確認します。

戸籍届出時の戸籍の添付省略

本籍地以外の市町村に戸籍の届出(婚姻届、転籍届等)を行う場合に、戸籍謄本の添付が不要となります。

※戸籍証明書等を請求できる人が市町村の戸籍担当窓口へ直接お越しください。

※証明書の交付にあたり、お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

引っ越しされる皆さんは、住民票の異動も忘れずに

進学や就職などで引っ越しをする際には、原則これから住む、寮・アパートが新しい住所になります。そのため、住所の異動のある人は住民票を移す手続きを行ってください。住所異動の方法は次のとおりです。

◎転出届をオンライン申請する場合

- ①マイナンバーカードを使用して、マイナポータルからオンライン申請する。
→マイナポータルの引っ越し手続きの申請状況が「完了」になったことを確認する。
- ②マイナンバーカードを持参し、新住所地の役場窓口で転入届を提出する。

◎役場窓口で転出届を提出する場合

- ①旧住所地の役場窓口で転出届を提出し「転出証明書」を受領する。
- ②新住所地の役場窓口で「転出証明書」を添付し、転入届を提出する。

※窓口に来庁してマイナンバーカードを使用して転出をした場合、「転出証明書」は発行されません。マイナンバーカードを持参し、新住所地の役場窓口で転入届を提出してください。

※住民票は上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備など、身近な行政サービスや選挙人名簿につながる大切な情報です。忘れずに住民票を移しましょう。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

住民税均等割のみ課税世帯給付金（1世帯あたり10万円） および子ども加算のお知らせ

住民税均等割のみ課税世帯 （1世帯あたり10万円）

町では低所得者世帯を支援するために、住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

◎支給対象世帯の要件

- ・令和5年12月1日に町内に住民登録があること
- ・世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税であること
- ・世帯に令和5年度分の住民税均等割が課税されている人を含むこと
- ・住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている人がいないこと
- ・既に他の自治体から世帯主として同趣旨の給付金を受給した人を世帯に含まないこと

子育て世帯への加算（子ども加算分/ 加算対象児童1人あたり5万円）

価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）および住民税均等割のみの課税世帯（1世帯あたり10万円）の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している低所得者の子育て世帯に対して児童1人あたり5万円を追加支給します。

◎支給対象者（子ども加算分）

次の（1）（2）のどちらかに該当し、かつ児童の要件に該当している人

- （1）「価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）」を受給した世帯主で、基準日に18歳以下の児童を扶養している人
- （2）「住民税均等割のみ課税世帯給付金（1世帯あたり10万円）」を受給した世帯主で、基準日に18歳以下の児童を扶養している人

児童の要件

- ・18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降生まれた児童、基準日以降に生まれた児童も対象）
- ※同一児童について1回限り。
※基準日に施設に入所している児童は対象外。

申請方法

支給対象世帯の世帯主に対し「確認書」を4月から順次発送します。

「確認書」に必要事項（口座情報等）を記入のうえ、（必要に応じて代理人情報を記入）必要書類を同封し、返信用封筒にて返送ください。

◎申し出が必要な世帯

令和5年1月以降に町内へ転入された世帯は、別途申し出が必要です。次まで連絡してください。

申請期限 6月30日（日）（窓口での申請は6月28日（金）まで）

※それぞれの給付金は、差押禁止および非課税の対象です。

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 に関するお知らせ

令和5年の物価変動率に基づき、次のとおり手当額が改定されます。

		令和6年3月まで（月額）	令和6年4月から（月額）
特別児童扶養手当	1級	53,700円	55,350円
	2級	35,760円	36,860円
特別障害者手当		27,980円	28,840円
障害児福祉手当		15,220円	15,690円

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369



ペットボトルの水平リサイクルへの取組みを始めます！

町内の家庭から出されるペットボトルの回収量は年間約30トンです。町民の皆さんのご協力により、現在ボトル本体と、キャップ・ラベルの分別の徹底がなされ、きれいな状態で回収できていることにより、ペットボトルが新たなプラスチック製品にリサイクルされる割合は、高い状態となっています。

さらに町では、次世代へより良い環境をつなぐため、大野町ゼロカーボンシティを目指す施策の一つとし

て、プラスチックのリサイクルを推進しています。「ペットボトルの100%サステナブル化」の実現を目指す飲料メーカーのサントリーグループと協定締結し、令和6年4月からペットボトルの水平リサイクル（ボトルtoボトル）への取組みを始めます。

ペットボトルの水平リサイクルとは、使用済みペットボトルを原料として、新たなペットボトルの製品に作りかえるリサイクルのことです。新たに化石由来の原料を使用してペットボトルを作る場合と比べて、約60%（※）の二酸化炭素排出量の削減することができます。リサイクル用途が明確となることで、リサイクルの「見える化」が実現できます。

※使用済みペットボトルからプリフォーム製造までの工程において、新たに化石由来原料を使用する場合との比較

【ペットボトルの分別方法】



※今までと同じ方法で出してください。

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正のお知らせ

近年全国的に、空家の数は増加を続けており、今後さらに増加が見込まれる中、空家対策の強化が急務となっています。このような状況の中、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年12月13日に施行となりました。

この法では、所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響をおよぼさないように空家等の適切な管理に努めなければならないとされています。また、適切な管理が行われないうちにそのまま放置すると特定空家等に該当するおそれがある空家等は、管理不全空家等になり、指導・勧告の対象となりました。

勧告を受けると、固定資産税の「住宅用地特例」が解除されることがあります。住宅用地特例が解除されると、該当土地の固定資産税額が上がることとなります。

◎空家バンクについて

空家バンクは、空家等の売却、賃貸等を希望する所有者等からの申込みにより得た情報を登録し、空家等の利用を希望する人に対して情報を提供する制度です。登録された空家バンクの情報は、町ホームページで閲覧できます。

空家バンクへの登録や利用方法については次まで問合せください。問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空家は放置せず、「仕舞う」「活かす」で住みよい街に。

除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

管理不全空家

窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態。

特定空家

そのまま放置する等倒壊等の恐れがある状態。

市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空家等の対応に困ったら、早めに空家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

国土交通省

家庭用生ごみ処理機等購入費の助成を始めます！

町の一般家庭から出され、西濃環境整備組合で処理される生ごみ等の量は、令和4年度では2,746トンあります。生ごみには、水分が多く含まれており、家庭用生ごみ処理機を使用することで、水分量を減らし生ごみを減量することができます。

このことから、町では家庭から出る生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費用の一部を助成します。

◎対象者

次の要件を満たす世帯

- ・町内に住所を有し、居住していること
- ・生ごみの自己処理のために、生ごみ処理機等を購入し町内で使用すること（令和6年4月以降に購

入したものに限り）

◎対象機種

- ・電気式生ごみ処理機（ディスポーザー式を除く）およびコンポスト容器

※市場に流通している商品であり、中古品または転売品でないもの。

◎助成金額

生ごみ処理機等本体の購入費用（税込み）の2分の1以内（100円未満の端数切捨）を助成（上限5万円）

※一世帯あたり1個（セット）限り。

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372

大野町高度処理型合併浄化槽設置整備事業

町では、高度処理型合併浄化槽設置工事に対し、補助を行っています。令和6年度も引き続き補助事業を行いますので、活用してください。

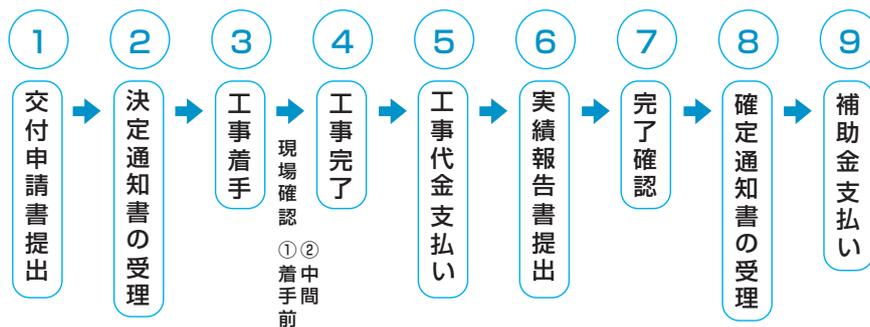
次の表のとおり、標準的な浄化槽設置工事費の9割の補助をします。

また、既設単独浄化槽の撤去費に対して120,000円、汲取り槽の撤去費に対して90,000円、既設単独浄化槽撤去および汲取り槽撤去に伴う配管工事費に対して9割（上限300,000円）の補助金もあります。

人槽	標準工事費	補助上限額
5人槽	882,000円	793,000円
6～7人槽	1,080,000円	972,000円
8～10人槽	1,404,000円	1,263,000円

◎交付申請から補助金のお支払いまでの流れ

町では、次の流れで本事業を実施しています。



◎訪問販売等による浄化槽設置工事のトラブルが問題になっています

- ・契約は慎重に判断しましょう！ 身近な人に相談し、慎重に検討し、不要であれば、はっきり断りましょう。
- ・町の補助金があっても個人負担は発生します！ 少なくとも費用の1割の個人負担は発生します。
- ・信頼できる業者を選びましょう！ 見知らぬ業者との契約は慎重に！ 複数の業者から見積りをもらい、施工方法、技術力、施工実績、地元の評判などで選びましょう。
- ・既設浄化槽は適正な方法で撤去しましょう！ 浄化槽の入れ替えに伴う既設浄化槽の撤去は適正に実施しましょう。撤去の前には許可を受けた業者による汲取りと最終清掃が必要です。それらを行わないと法律違反となり、業者だけでなく所有者も罰せられます。

※申請方法、補助対象となる条件等の詳細は、次まで問合せてください。

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372



まちのお知らせ



令和6年度 大野町まちづくり特産品開発促進事業 ～町の特色を活かした土産品・調理品をつくりませんか～

◎事業の目的 町の魅力の発信につながる特産品の開発を進める事業者等に対し、費用の一部を補助することで、知名度の向上や地域産業の振興による地域経済の活性化を図ることを目的としています。

◎特産品とは 町内において生産されたもの、原材料の主要な部分が町内で生産されたもの、製造、加工その他の工程のうち主要な部分を町内で行っているものとしします。

◎事業の内容

補助対象者	・町内に主たる事業所を置く法人または個人事業者 ・町内に住所を有する人により組織され、町内で活動し、代表者、会則、名簿等を有する団体
補助対象要件	・事業を継続できると認められる事業実績または見込みがあること ・法人または個人事業者および団体の代表者の町税等の未納がないこと
補助対象事業	町の特色を活かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品等を新たに開発し、または既存の商品の改良を行い販売する事業で、次の要件を満たすもの 1 販売が見込まれるもの 2 品質に優れ、その品質を保ちながら生産されることが見込まれるもの 3 将来において町の特産品として定着が期待されるもの
補助の内容	補助金の額 補助対象経費の2分の1以内(上限20万円) ※補助金の交付は1事業あたり1回限り。 補助対象経費 ・特産品を新たに開発し、または改良に要する経費 ・品質検査の経費および栄養成分の分析等に要する経費 ・登録商標等に要する経費 ・商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費 ・特産品の宣伝商材(P R写真、動画等) 製作に要する経費
審査方法	町まちづくり特産品開発促進事業審査委員会が、申請のあった補助対象事業の適否等を審査します。 ※補助金交付決定は令和6年5月中の予定
募集期間	4月1日(月)～30日(火)まで(必着)

※申請書など必要書類は町ホームページからダウンロード可。

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし! 静かな環境で全室日当たり良好! 商業施設も近くて便利!

団地名	中之元北団地(特定公共賃貸住宅)2～4階部分		
募集戸数	若干数 3DK		
住宅使用料 (賃貸条件等)	使用料	3DK 52,000円/月(駐車場1台、2㎡の物置を含む)	
	敷金	家賃の3カ月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
入居資格 (全てに該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の1カ月の世帯全員の所得金額(※)が158,000円以上487,000円以下の人(所得の上昇が見込まれる人を含む) ・現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・現に同居し、または同居しようとする親族があること ・現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと 		

※ 1カ月の所得とは(年間所得金額-控除額の合計)÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇入居決定/応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

令和6年度 公共交通に関する補助・助成事業

町では、住民の皆さんの定住促進、公共交通の利用促進および学生（学生の保護者）の経済的負担の軽減を図るために、補助・助成事業を実施します。

高校生の通学バス・鉄道定期代を補助します (高校生通学定期券等補助事業)

◎**補助対象者** 町内に住所を有し、学校教育法に規定する高等学校または高等学校と同等の課程と認められる課程に修業している高校生の保護者の人

◎**補助対象機関**

バス 岐阜バス、名阪近鉄バス、揖斐川町ふれあいバス、スクールバス

鉄道 樽見鉄道、養老鉄道

◎**補助内容** 通学定期券購入費用の3分の1（100円未満の端数は切り捨て）を補助

◎**申請方法** 在学を証明する書類（学生証、合格通知書等）の写し、通学定期券の写し（スクールバス利用者は、その料金の領収書）を添えて、申請書を提出する。

※定期券は、有効区間、期間、氏名、購入金額等の記載情報が確認できるようにコピーしてください。

※定期券の有効期間に、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間を含む定期券が補助対象です。



高校生通学定期補助
オンライン申請
はこちら

アユカ（新規・積み増し）の助成をします (定期路線乗合バス乗車券助成事業)

アユカ新規交付助成

◎**補助対象者** 町内に住所を有している人

※交付は1年度あたり1世帯1枚限り（積み増し助成との重複利用は不可）

◎**補助内容** 申請時に1,000円を町窓口で支払い、後日3,000円分（2,500円分の乗車料金と500円分の保証金）のアユカカードを郵送します。

アユカ積み増し（チャージ）助成

◎**補助対象者** 町内に住所を有し、アユカカードを持っている人（定期券を除く）

◎**補助内容** 積み増した乗車料金のうち上限2,000円を助成

※1年度あたり1世帯1回限り（新規交付助成との重複利用は不可）

※積み増しの領収書は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの領収書を有効とし、それ以前の日付の領収書は無効です。

◎**申請方法**

新規 身分証明書を持参し、申請書を提出する。

積み増し 身分証明書、領収書を持参し、申請書を提出する。

※ ayuka（アユカ）とは、バス車内の専用機器にタッチするだけで、簡単に運賃精算ができるICカードです。1枚のカードに何度でもチャージして繰り返し利用できます。



アユカ積み増し助成
オンライン申請
はこちら

高速バス「にしみのライナー」の回数券購入の助成をします (高速バス回数乗車券購入助成事業)

◎**補助対象費用** 名阪近鉄バス（株）が販売する「にしみのライナー」の道の駅「パレットピアおおの」と名古屋駅間を乗車できる回数券の購入に係る費用

◎**補助対象者** 町内に住所を有し、「にしみのライナー」を利用する人

◎**補助内容** 購入した回数券の料金のうち2,000円を助成

※助成は1年度あたり

1世帯2回限り

※申請書に添付していただく領収書または事前に購入をしたことがわかる書類は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間を有効とし、それ以前の日付は無効です。

◎**申請方法** 身分証明書を持参し、領収書または事前に購入をしたことがわかる書類等を持参し、申請書を提出する。



にしみのライナー
回数券助成
オンライン申請
はこちら

令和6年度より拡充

高速バス「にしみのライナー」で通学する学生の 定期券等購入の補助をします (学生通学定期券等購入補助事業)

◎**補助対象費用** 名阪近鉄バス（株）が販売する、道の駅「パレットピアおおの」から名古屋駅間を乗車できる「にしみのライナー」の定期券または回数券の購入に係る費用

◎**補助対象者** 町内に住所を有し、通学のために「にしみのライナー」を利用する、学校教育法に規定する高等専門学校、専修学校、大学および短期大学（大学院を除く）に修学している学生

◎**補助内容**

通学定期券 1カ月あたり5,000円を補助

回数券 回数券購入費用の3分の1（100円未満の端数切捨て）を補助（1カ月あたり上限5,000円）

※定期券は令和6年4月1日以降の利用分、回数券は令和6年4月1日以降の購入分が対象となります。

※1カ月につき、定期券または回数券のいずれか1つのみの申請となります。

※補助期間は、入学年度から学生が修学する各大学等が定める修業年限までとなります。

◎**申請方法** 在学を証明する書類（学生証の写し、在学証明書等）、購入した定期券の写しまたは回数券を購入したことがわかる書類（領収書、企画券等）を添えて、申請書を提出する。

※有効区間、有効期間、発売日、利用者氏名（定期券のみ）、購入金額のうちいずれかが記載されていない場合は、領収書または発行証明書を添えて提出してください。

◎**注意事項**

※まとめて申請する場合は、補助対象期間分のすべての定期券の写しを用意するなど十分に注意してください。

※未成年者が申請する場合は、保護者の同意が必要です。

※公共交通に関する補助を受けるためには、対象世帯全員に町税等の滞納がないことが要件です。

申請・問合せ先

政策財政課 ☎ 35-5363



令和6年度 軽自動車税（種別割）の減免申請

身体障がい、精神障がいおよび知的障がいのある人に対する軽自動車税の減免申請の受付を次の日程で行います。

◎申請期間 4月1日（月）～ 5月31日（金）（土・日・祝日を除く）

※申請期間外は受付不可。

◎申請場所 税務課

◎持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証、納税義務者の個人番号カードまたは個人番号通知カード、車検証（電子車検証が交付された人は「電子車検証原本」および「自動車検査証記録事項」の提示が必要）

なお、令和5年度軽自動車税（種別割）の減免申請をされた人については、3月下旬より順次案内を送付しています。

◎対象となる軽自動車

- ・身体等に障がいがあり、次の表に該当する人が使用する軽自動車
 - ・身体等に障がいがある人と生計を一にする人、もしくは身体等に障がいがある人を常時介護する人が運転し、専ら、障がいのある人の生業、通学、通勤、社会参加のために使用する軽自動車
- ※減免は障がい者1人あたり1台限り（普通自動車も含む）。

◎減免を受けられる人の範囲

※障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限る。

障がいの区分		減免の対象となる範囲
視覚障害		1級、2級、3級、4級
聴覚障害		2級、3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に 限る)
上肢不自由		1級、2級、3級
下肢不自由		1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由		1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢機能	1級、2級、3級
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の 機能障害		1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級、2級、3級
肝臓機能障害		1級、2級、3級

◎療育手帳の交付を受けている人 障がいの程度が「A」「A1」「A2」の人

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 障がいの程度が「1級」の人

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

町税をスマートフォンでご自宅からかんたん納付！

町税を納付するために外出しなくても、スマートフォン決済アプリを利用して、自宅で簡単に納付することができます。

◎利用できるスマートフォン決済アプリ PayPay、LINEPay、楽天銀行アプリ、PayB（ペイビー）、auPAY

◎納付できる税目・納期限

納付月	町県民税（普通徴収）		固定資産税		軽自動車税（種別割）		国民健康保険税	
	期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
4月			第1期	4月30日				
5月					全期	5月31日	第1期	5月31日
6月							第2期	7月1日
7月	第1期	7月1日	第2期	7月31日			第3期	7月31日
8月							第4期	9月2日
9月	第2期	9月2日					第5期	9月30日
10月	第3期	10月31日					第6期	10月31日
11月							第7期	12月2日
12月			第3期	12月25日			第8期	12月25日
1月	第4期	1月31日					第9期	1月31日
2月			第4期	2月28日			第10期	2月28日

◎利用方法

①スマートフォンに決済アプリをダウンロードし、氏名や銀行口座など必要事項を登録する。

②納付書のバーコードを読み取り、決済内容を確認し、支払い完了。

※利用できる金融機関や必要なアプリは各社のホームページ等を確認してください。

※納付期限（有効期限）を過ぎた納付書は利用できません。

※領収証書は発行されません。軽自動車の継続検査用証明書が必要な場合は、税務課または住民課まで相談してください。

問合せ先

税務課（国民健康保険税を除く町税）／住民課（国民健康保険税） ☎ 35-5368

令和6年度狂犬病予防注射

◎狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病予防法により、生後91日以上全ての犬の登録と、4～6月までの間で年1回の予防注射が義務付けられています。今年度は次の日程で実施します。なお、都合により会場で受けられないときは、動物病院にて予防注射を受け、環境生活課に注射済証の届出をしてください。

注射手数料 (1頭あたり／消費税含む)	3,200円
【内訳】 注射料金	2,650円
狂犬病予防注射済票 交付手数料	550円
新規登録手数料 (1頭あたり／消費税含む)	3,000円

◎狂犬病とは

狂犬病は人をはじめ、すべての哺乳類および鳥類に感染します。現在のところ治療もなく、一度発病してしまうと、ほぼ100%の人が亡くなる恐ろしい病気です。

一度発病すると治療はありません。そのため予防が極めて重要で、狂犬病予防接種が有効です。昭和25年に狂犬病予防法が施行され、飼い犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

◎狂犬病予防注射日程

月日	時間	場所
4月22日 (月)	午前10時～ 10時30分	上秋南集荷場 (羽根公民館)
	午前10時50分～ 11時30分	富秋地区農業構造改善 センター(第3公民館)
	午後1時20分～ 2時30分	豊木地区農業構造改善 センター(第2公民館)
4月23日 (火)	午前10時15分～ 10時35分	牛洞区コミュニティ センター
	午前10時50分～ 11時30分	西郡地区農村集落多目的 施設(第4公民館)
	午後1時20分～ 1時50分	鶯地区農村集落多目的 施設(第5公民館)
	午後2時10分～ 2時30分	東区公民館
4月24日 (水)	午前10時～ 10時40分	川合地区農村集落多目的 施設(第6公民館)
	午前11時～ 11時30分	相羽公民館
	午後1時10分～ 1時30分	中之元公民館
	午後1時50分～ 2時30分	役場

※実施時間に多少のずれが発生する場合があります。

問合せ先

環境生活課 ☎ 35-5372



まちのお知らせ



令和6年度からの新型コロナウイルスワクチン予防接種

令和6年度からは、次の対象者の人が定期接種（有料）となる予定です。定期接種以外で接種を希望される人は、任意接種として、自費で接種していただくことになります。（※インフルエンザ予防接種と同じ）

定期接種対象者	町内に住所を有する次の人 (1) 65歳以上の人 (2) 接種時に満60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や免疫不全等で日常生活が極度に制限される程度の障がい（身体障害者手帳1級相当）を有する人
接種時期	秋冬
自己負担額	未定

※詳細は決まり次第、広報や個別案内にてお知らせします。

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

結核（レントゲン）検診

現在の日本は先進諸国の中でも結核罹患率が高く、およそ2万人が発病、2,000人近くが死亡しています。

また、新規登録患者の約7割は60歳以上であり、高齢者の結核患者が多くなっています。これは、若い頃結核に感染していても、免疫力で結核菌の活動を抑えられていた（潜伏期間）ものが、加齢とともに免疫力が低下して、結核を発病すると考えられています。そして近年、新規登録患者の約4割を占める80歳以上の人の早期発見が重視されています。

町では、結核を早期発見するための結核（レントゲン）検診を実施しますので、この機会にぜひ受診してください。

◎注意事項

- ・マスクについては着用を推奨します。
- ・検診バスでの検診になりますので、自力での階段の上り下りが困難な人、医療機関で定期的に胸のレントゲンをとっている人は受診をお控えください。
- ・受診者が集中すると待ち時間が長くなってしまいます。混雑する時間帯を避けて受診してください。

混雑する時間：午前9時～9時30分、午後1時15分～1時45分

- ・金属やボタンのない肌着、衣服を着用し受診してください。また、ネックレス等の装飾品や湿布も外してください。

◎対象者 町内に住所を有する65歳以上（昭和35年3月31日生まれ以前）の人

◎費用 無料

◎持ち物 受診票（はがき）

※受診票が届いていない人も受診できますので、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

◎結核検診日程

感染症の流行状況等により変更となることがあります。あらかじめご了承ください。

期日	時間	場所
4月23日 (火)	午前9時～正午、 午後1時15分～3時	豊木地区農業構造改善センター (第2公民館)
4月24日 (水)	午前9時～正午、 午後1時15分～3時	富秋地区農業構造改善センター (第3公民館)
4月25日 (木)	午前9時～正午、 午後1時15分～3時	西郡地区農村集落多目的施設 (第4公民館)
4月26日 (金)	午前9時～正午、 午後1時15分～2時30分	鶯地区農村集落多目的施設 (第5公民館)
4月30日 (火)	午前9時～正午、 午後1時15分～2時30分	川合地区農村集落多目的施設 (第6公民館)
5月1日 (水)	午前9時～正午、 午後1時15分～3時	豊木地区農業構造改善センター (第2公民館)
5月7日 (火)	午前9時～正午 午後1時30分～3時	相羽公民館 役場
5月15日 (水)	午前9時～9時30分 午前10時～正午、 午後1時15分～3時	下座倉集荷場 役場

※検診の結果、異常がなかった人には通知しません。

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

令和6年度からの高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎は、細菌やウイルスなどが肺に入り込んで起こる肺の炎症です。成人の肺炎のうち、25～40%は肺炎球菌が原因と考えており、特に高齢者での重篤化が問題となっています。

肺炎球菌ワクチンの接種により、肺炎球菌による感染症の予防や感染した場合の重症化を防ぐことができますので、ぜひ接種してください。

※70歳～100歳までの5歳刻みの人を対象とする時限措置は、令和6年3月31日で終了しました。

接種対象者	町内に住所を有する次の人 (1) 満65歳の人 ※65歳の誕生日から66歳になる誕生日の前日まで受けられます。 (2) 接種時に満60歳以上64歳以下で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や免疫不全等で日常生活が極度に制限される程度の障がい(身体障害者手帳1級相当)を有する人 ※ただし、今までに1回でも高齢者肺炎球菌予防接種を接種したことがある人は対象外です。 2回目以降は任意の接種となりますので、主治医に相談してください。
案内方法	上記(1)の人には、65歳になる誕生月の次の月に予診票と案内を送付します。 上記(2)の人で接種を希望する人は保健センターまで申し込んでください。
実施場所	指定医療機関 (要予約) ※揖斐郡以外のかかりつけ医でも接種できる場合があります。
自己負担額	3,000円 ※生活保護世帯の人は費用を助成します(事前申請が必要)
持ち物	高齢者肺炎球菌予防接種予診票、自己負担額

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

こころの相談

精神科医師による「こころの健康に関する相談」を行います。

◎日程等

相談日	相談場所
4月	11日 西濃保健所
	25日 垂井町保健センター
5月	16日 西濃保健所
	23日 養老町保健センター
6月	13日 西濃保健所
	27日 大野町保健センター
7月	11日 西濃保健所
	25日 海津総合福祉会館(ひまわり)
8月	8日 西濃保健所
	22日 池田町保健センター
9月	12日 西濃保健所
	26日 関ヶ原町国保保健福祉総合施設 やすらぎ

相談日	相談場所
10月	10日 西濃保健所
	24日 //
11月	14日 //
	28日 揖斐川町役場
12月	12日 西濃保健所
	19日 海津総合福祉会館(ひまわり)
1月	9日 西濃保健所
	23日 輪之内町保健センター
2月	6日 西濃保健所
	20日 神戸町保健センター
3月	6日 西濃保健所
	13日 安八町保健センター

◎相談時間 (1) 午前10時～ (2) 午前10時30分～ (3) 午前11時～

◎費用 無料

◎申込方法 要電話予約

問合せ先 西濃保健所健康増進課保健予防係 ☎ 0584-73-1111